

令和6年度第3回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時等

日時 令和6年10月17日（木） 午後3時00分～午後5時15分

場所 徳島労働局 4階会議室

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 段野委員 端村委員

（労側委員） 木戸委員 矢藤委員 横井委員

（使側委員） 五島委員 久米委員 鴻池委員

3 議事要旨

（1）電気機械器具等製造業最低賃金について公労、公使、労使の二者協議が行われた。

（2）各委員の主張は下記のとおりである。

○労側委員

今回は、高卒初任給に合わせた引上げ額を主張させていただいた。目指すべき改正額ではあるが、現在の一般機械器具等製造業最低賃金の1,020円にできるだけ近づけるため、87円の引上げ額を主張したい。一般機械という産業はほかの産業よりも危険であり、特別な資格やスキルが必要といえたが、現在においては安全面の問題が改善されており、人材確保という面において最低賃金の格差を解消する必要があると考える。

○使側委員

従業員の賃金アップは経営者としての切なる願いであるが、ここ数年の大幅な上昇率は経営側には多大な負担となっており、経営の存続にも影響を及ぼしかねない。また、県内の企業から聞き取りしたところによると、景気は改善しておらず、思うように受注に結び付いていないこと、市場が冷え込んでおり、価格転嫁を思うようにできないこと、価格転嫁に関してエビデンスの作成が大変な負担となっていること、物価高、ガソリン代等の負担も大きくなっていること、材料費や人件費などで経費がかさんでいくと、賞与が出せなくなってしまう可能性があることなどの実態が認められた。

また、一般機械と比べると電気機械の方が未満率、影響率が高いこと、

年収の壁問題により働き控えなどにより生産性の減少の懸念がぬぐえないこと等から大幅な賃金引上げは難しい。

そういったことから、前回同様、50円の引上げから議論を始めたい。

- (3) 審議の結果、引上げ額55円、改定額1,038円、発効日12月21日で合意に至り、全会一致で決定された。
- (4) 審議会令第6条第5項を適用し、同内容での答申が行われた。